

山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月三十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

#### 広島県人事委員会規則第十八号

##### 山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年広島県人事委員会規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項中「課長」を「課長 主幹」に改め、教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表備考2中「課長補佐」とは、課長補佐」を「主幹」及び「課長補佐」とは、主幹及び課長補佐」に改める。

##### 附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。